

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年11月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ瀬田店 大津市玉野浦1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町612番地 代表取締役 河本英典
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 571台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 4ヶ所
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 175台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 3ヶ所
- 4 変更年月日 アについては平成17年4月15日（イに係る部分）および令和7年6月12日（イに係らない部分）、イについては平成17年4月15日、ウについては令和6年10月12日
- 5 変更の理由 アについては飲食テナント誘致および実態に即した駐車台数とするため、イについては施設配置変更のため、ウについては来客車両の経路に即した運用とするため
- 6 届出年月日 令和6年10月11日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和6年11月5日から令和7年3月5日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和7年3月5日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号